

新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

1. 指定医療機関について

児童福祉法の一部を改正する法律（以下「法」といいます。）が、平成27年1月1日から施行となり、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されます。

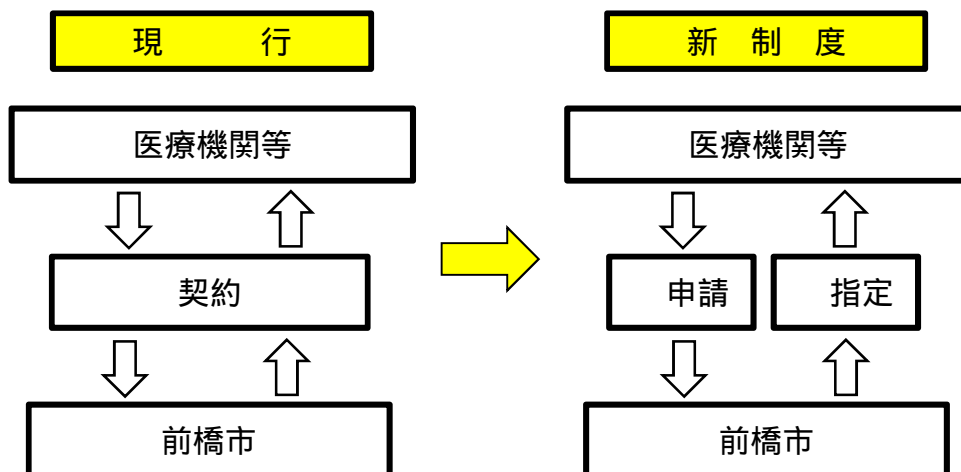
新制度では、都道府県等の指定を受けた医療機関等（以下「指定医療機関」といいます。）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が助成を受けることができます。

指定医療機関の指定を受けるためには、前橋市への申請手続が必要になります。

裏面に申請手続を記載しております。ご参照の上、必要な手続を行ってくださいますようお願いいたします。

～ 指定申請は所在地を管轄する実施主体の長に対して行います～
所在地が前橋市の医療機関等 前橋市長あて
所在地が高崎市の医療機関等 高崎市長あて
所在地が群馬県内の上記以外の医療機関等 群馬県知事あて

現行制度における委託契約を締結している医療機関、薬局、訪問看護ステーション等も、新制度では申請が必要になります。



小児慢性特定疾病患者の方が、生活に身近な地域で医療を受けることができるよう、指定申請にご協力くださいますようお願いいたします。

2. 指定医療機関の要件・責務

【要件】（法第19条の9）

以下の医療機関等であること。

保険医療機関

保険薬局

健康保険法に規定する指定訪問看護事業者

法第19条の9第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

【責務】（法第19条の11・第19条の12・第19条の13）

指定医療機関は、指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程により、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。

指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、市長の指導を受けなければならない。

3. 指定医療機関の申請手続

【申請手続】

別添「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」を下記宛に提出してください。

【提出先】

〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36-17 前橋市保健所 保健予防課難病支援係

小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る各種のお知らせや申請書様式をホームページに掲載しています。下記URLからダウンロードしてください。

前橋市ホームページ

(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/42/60/66/p013716.html>)

4. 留意事項

【申請手続】

指定後、前橋市から申請者宛に指定書を送付します。

指定医療機関の名称、所在地等は、前橋市のホームページ等で公表します。

指定の有効期間は6年間です。更新の手続きについては今後ホームページ等でご案内します。

5. 小児慢性特定疾病医療費助成制度の問い合わせ先

所在地が前橋市の医療機関等	前橋市保健所保健予防課	電話：027-220-5785
所在地が高崎市の医療機関等	高崎市保健所保健予防課	電話：027-381-6112
所在地が群馬県内の医療機関等 (前橋市、高崎市以外)	群馬県庁保健予防課	電話：027-226-2611